

火災予防条例による指定催しの公示

大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例第50条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定催しの指定をしたので公示する。

令和元年7月16日

大曲仙北広域市町村圏組合
消防長 鈴木良則

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 催しの開催場所 | 大曲の花火公園 |
| 2 催しの名称 | 第93回全国花火競技大会 |
| 3 催しの開催期間 | 令和元年8月31日 |

指定催しとは

大曲仙北広域市町村圏組合火災予防条例第50条の2第1項の規定に基づき、消防長は祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当すると認めるものを「指定催し」として指定します。

大曲仙北広域市町村圏組合では消防長が定める要件として、以下の要件を定めています。

1. 大規模（人出予想が10万人以上のもの）な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであること。
2. 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであること。

お問い合わせ

大曲仙北広域市町村圏組合消防本部
予防課 TEL0187-63-0316